

第 6 5 期

# ミヤコ自動車工業株式会社

〔平成 2 8 年 5 月 1 日から〕  
〔平成 2 9 年 4 月 3 0 日まで〕

# 貸借対照表

(平成29年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,247,816	流 動 負 債	1,276,936
現金及び預金	1,018,806	支払手形	636,015
受取手形	394,680	買掛金	251,355
電子記録債権	356,176	一年以内返済長期借入金	76,034
売掛金	673,436	未払金	102,214
商品・製品	380,393	未払法人税等	79,716
原材料	267,200	未払消費税等	11,344
仕掛品	26,332	賞与引当金	110,500
貯蔵品	12,066	その他の流動負債	9,755
繰延税金資産	115,815	固 定 負 債	503,910
その他の流動資産	10,908	長期借入金	112,000
貸倒引当金	△ 8,000	預り保証金	12,000
固 定 資 産	2,389,978	退職給付引当金	95,137
有形固定資産	850,023	役員退職慰労引当金	14,710
建物・構築物	232,647	繰延税金負債	270,063
機械装置	53,035		
車両運搬具	4,234	負 債 合 計	1,780,847
工具器具備品	50,300	純 資 産 の 部	
土地	506,220	株 主 資 本	3,142,693
建設仮勘定	3,584	資 本 金	151,000
無形固定資産	16,746	資 本 剰 余 金	69,699
電話加入権	18	資 本 準 備 金	69,699
ソフトウェア	16,727	利 益 剰 余 金	2,921,993
投資その他の資産	1,523,208	利 益 準 備 金	37,750
投資有価証券	1,220,637	その他利益剰余金	2,884,243
子会社株式	101,496	別 途 積 立 金	2,400,000
長期貸付金	142,094	繰越利益剰余金	484,243
保険積立金	20,967	(うち当期純利益)	(320,558)
その他の投資	58,512	評価・換算差額等	714,254
貸倒引当金	△ 20,500	その他有価証券評価差額金	714,254
		純 資 産 合 計	3,856,947
資 産 合 計	5,637,794	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,637,794

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準および評価方法

・子会社株式 …………… 移動平均法に基づく原価法

・其他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法

##### ②たな卸資産の評価基準および評価方法 …………… 総平均原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 …………… 法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法（リース資産を除く）

②無形固定資産 …………… 法人税法の規定による定額法（リース資産を除く）

③リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 …………… 貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給にあてるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき見積額を計上しております。

③退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。

なお、平成29年4月30日現在の年金資産合計は、422,572千円であります。

④役員退職慰労引当金 …………… 役員退職慰労金支給の内規は、平成15年7月に廃止され、その時点における要支給額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

##### ②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (5) 税効果会計の適用

法人税等について、繰延税金資産に使用した法定実効税率は、平成28年3月29日に国会で成立した「平成28年度税制改正法」により、法人税率等の引下げが行われることとなり、従来の33.06%から30.62%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が、12,827千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。